

危険防止表示板

立ち入り禁止

この土地については、利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例に基づく許可を受けて、現在土砂等の運搬を行っており、危険ですので中に入らないようにしてください。

事業主 住所
氏名

備考

- 1 標識の大きさは、縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン板又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の設置に当たっては、風などで転倒しないようにすること。